

令和7年度

一般廃棄物処理実施計画

令和7年3月

日立市

目次

第1章 基本事項

1	計画の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画区域	1
4	一般廃棄物の区分と種類	1
5	ごみ処理計画量	
(1)	ごみ	1
(2)	生活排水	2
6	一般廃棄物の処理主体	
(1)	処理主体	
ア	ごみ処理主体	3
イ	生活排水処理主体	4
(2)	一般廃棄物処理業の許可	
ア	現状	4
イ	許可方針	5

第2章 処理計画

1	ごみ処理実施計画	
(1)	ごみの排出抑制、再生資源化計画	
ア	ごみ減量化・資源化の取組の推進・支援	6
イ	市民のライフスタイルに合わせた再生資源回収の促進	7
ウ	市民・企業と協働した環境保全及び障害者雇用の推進	8
エ	ごみの適正排出に向けた違反行為への対応	8
オ	広報啓発・環境教育活動の推進	9
カ	社会情勢を考慮した分別区分、収集方法等への的確な対応	10
(2)	収集運搬計画	
ア	収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法等	11
イ	収集運搬日程	12
ウ	市が収集・処理できないごみ	15
(3)	中間処理計画	16
(4)	最終処分計画	16
2	生活排水処理実施計画	
(1)	生活排水処理人口	17
(2)	収集運搬計画	17
(3)	中間処理計画	17
(4)	最終処分計画	18
(5)	住民等に対する広報、啓発活動計画	18

第1章 基本事項

1 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条、同施行規則第1条の3の規定及び日立市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、日立市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

一般廃棄物処理計画			
一般廃棄物処理基本計画 (10年間の長期計画)		一般廃棄物処理実施計画 (各年度計画)	
ごみ処理基本計画	生活排水処理 基本計画	ごみ処理実施計画	生活排水処理 実施計画

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

4 一般廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する一般廃棄物は、一般家庭から排出される「生活系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」及びし尿、浄化槽汚泥を含む「生活排水」とする。

5 ごみ処理計画量

(1) ごみ

(単位：t)

区 分	令和6年度実績(見込)	令和7年度計画量
年間排出量 (A)	55,150	53,817
生活系ごみ	39,793	38,493
燃えるごみ	30,416	29,473
ふれあい戸別収集	14	17
粗大ごみ等 ^{※1}	400	377
再生資源	2,220	2,071
混合ごみ(自己搬入等)	6,743	6,555
事業系ごみ	15,357	15,324
混合ごみ(自己搬入等 ^{※2})	14,751	14,725
再生資源(牛乳パック+発泡スチロール)	2	2
市直営	23	22
委託収集(公共施設)	581	575
集団回収 (B)	27	25
民間事業者独自資源化量 ^{※3} (C)	3,668	2,680
合 計 (A+B+C)	58,845	56,522

- ※1 粗大ごみ等とは、粗大ごみ、燃えないごみ、有害ごみ。
- ※2 自己搬入等とは、市民、事業者及び委託を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者が清掃センターへ直接搬入する量。
- ※3 民間事業者独自資源化量とは、スーパーや一般廃棄物処理業許可業者による資源化量。

※各種ごみの分類表

項目	具体例等
燃えるごみ	日常生活に伴って生じる生ごみ、皮革類、プラスチック・ビニール類、木製品、草類・枯れ葉類・せん定枝木、紙おむつ、ゴム製品、布製品、資源にならない紙くず、その他これに類するもの
粗大ごみ	ポット、傘、小型家電品、タンス、ソファ、自転車、スキー板、ふとん等などの不燃物を含む何種類かの材質が混ざってできているもの
燃えないごみ	茶碗、陶磁器製品、植木鉢、ガラス製コップ・グラス、花瓶、土鍋、その他これに類するもの
有害ごみ	蛍光灯、電球類、乾電池、ライター、水銀体温計、水銀血圧計等の有害物質を含んでいるもの
再生資源	金属類（アルミ缶、スチール缶、その他の金属）、紙類（新聞、段ボール、雑誌・紙箱類、紙パック）、布類、ペットボトル、ビン類（生きビン（ビールビン）、再生ビン（無色・透明、茶色、その他））

(2) 生活排水

(単位：kℓ)

区分	令和6年度実績(見込)	令和7年度計画量
し尿	1,028	989
浄化槽汚泥	2,507	2,506
合計	3,535	3,495

6 一般廃棄物の処理主体

(1) 処理主体

ア ごみ処理主体

区分		収集運搬	中間処理 ^{※1}		最終処分 ^{※2}
			主体	処理方法	
生活系 ごみ	燃えるごみ	市(委託)、 許可業者	市 (委託)	焼却 (一部資源化)	残渣埋立
	粗大ごみ等	市(委託)、 許可業者	市 (委託)	焼却 (一部資源化)	残渣埋立
	再生資源	市(委託)、 許可業者	市 (委託)	資源化	
	混合ごみ (自己搬入等)	排出者及び 許可業者	市 (委託)	破碎、焼却 資源化	残渣埋立
事業系 ごみ	混合ごみ (自己搬入等)	排出者及び 許可業者	市 (委託)	破碎、焼却 資源化	残渣埋立
	再生資源 (牛乳パック、発 泡スチロール)	市(委託)、 排出者及び 許可業者	市 (委託)	資源化	
	公共施設	市(委託)	市 (委託)	焼却	残渣埋立
	食品廃棄物 ^{※3}	許可業者	民間	メタン発酵 発酵堆肥化	

※1 中間処理は、清掃センター敷地内にある焼却施設及び粗大ごみ処理施設において実施する。

※2 中間処理によって発生する焼却残渣、溶融残渣の最終処分は、滑川山一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）において実施する。

※3 日立市内の一部民間店舗から排出された食品廃棄物を、市内の許可業者が日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター(土浦市東中貫町6番8)に区域外処理として搬入し、発酵等の処理を通して、食品循環資源としての再生利用を図る。

イ 生活排水処理主体

区分	収集運搬	中間処理※ ¹	最終処分※ ²
し尿	許可業者	市(委託)	埋立て
浄化槽汚泥	許可業者	市(委託)	埋立て

※1 市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、すべて滑川クリーンセンターにおいて実施する。

※2 滑川クリーンセンターから発生するし渣は、場内で脱水後、清掃センターにおいて焼却処理し、発生した焼却灰は、滑川山一般廃棄物最終処分場で処分する。

(2) 一般廃棄物処理業の許可

ア 現状

市では、市が収集及び運搬、並びに処分が困難である一般廃棄物の処理について、法第7条及び市一般廃棄物処理計画に適合していると認められる次の業者に許可を与えている。

【許可業者】

(令和7年3月1日時点)

区分	業者名 (順不同)		
一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業	(株)茨城環境企業	(公社)日立市シルバー人材センター	(株)ヤマサエコネットサービス
	(有)十王産業	(株)クリーンらいふ	(有)エムエスケイコーポレーション
	(株)コクシン	(有)日高産業	日和サービス(株)
	(株)東邦クリーン工業	相馬一夫(相馬商店)	(株)松原組
	(有)根本商店	(有)円井産業	(株)茨城クリニック・クリーン協会
	(有)沼田クリーンサービス	(株)水越	(株)ニッカン
	(株)海野商店	かめや産業(有)	北関東通商(株)
	公益産業(有)	高橋利一(高橋商事)	(同)鍋谷商店
	(有)西野宮産業	(有)富士産業	松浦喜好(松浦商店)
	(株)茨城テクノス	(有)稲澤商店	(有)エコ・サービス
	坂本商店	勝田環境(株)	(株)水庭農園
	(有)高木産業	今野勝行(タスカール)	金昌成(エス・ケークリーン)
	掛札勝寛(シーガルクリーン)	(株)小宮山興業	西野勝人(山西産業)
	(同)アースウィンド環境企画	(株)プラントレーディング	(株)HFC
	(株)春海丸	伊香正規(日立サービス)	宮田芳幸(ファミリー日立店)
	(有)いわき産廃	(株)ハウスキーパー日立	(株)丸ト
(株)山森	根本日出男(ファミリー日立東海店)	岡部賢優(日立ひまわり回収)	

区分	業者名 (順不同)		
	(有)新興	(有)マルイ装美	斉藤智子(アリーナスチール)
	(株)NEOクリーン	(株)グランドサービス	(有)大金建材店
	(株)石黒エンタープライズ	(株)ユーシン	深谷木材工業(株)
	瀬谷弘二(ソフト企画)	(株)クリアイバラキ	(有)新井土木
	(株)朝日ネットワーク	田口徳一(リプロ)	横川総建(株)
	(株)CONNECT	(株)S&K	(株)のぞみ
	宮本憲吾(便利屋縁)	宮本将弥(宮本工業)	高村亮(亮工業)
	矢野倉 一也(矢野サービス)		
	計 70 者		

区分	業者名・許可内容 (順不同)
処分業 (中間処理・最終処分)	(株)茨城環境企業／中間処理(焼却・破碎)、最終処分(埋立)
	日和サービス(株)／中間処理(圧縮・減容)
	(株)海野商店／中間処理(圧縮・減容)
	(株)水庭農園／中間処理(破碎)
	JX 金属環境(株)／中間処理(溶融)
	計 4 者

区分	業者名 (順不同)		
一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥)	(株)ニッカン	常北農興社	(有)富士産業
	(有)高萩清掃社	十王清掃	県北浄化槽サービスセンター
収集運搬	計 6 者		

イ 許可方針

既存許可業者の更新に際しては、条例等で定められた義務(清掃センター受入基準や実績報告書提出等)を怠っていないかなど、継続して許可を与えられるかを審査し、更新決定を行う。

新規の許可申請については、市内廃棄物の排出量と処理量等を総合的に勘案し、新規許可の必要性を検討する。市内廃棄物の処理等に必要性が認められる場合については、許可(不許可)の決定を行う。

第2章 処理計画

本章のごみ処理実施計画は、基本計画の「目標達成のための施策(P48～53)」に基づく計画とし、基本方針及び施策との関連性を示す。(例)基本方針1施策1 ⇒ 基1施1

1 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再生資源化計画

ア ごみ減量化・資源化の取組の推進・支援

項目	内容	基本計画の位置付け
生ごみ処理機器の普及促進	家庭から排出される生ごみのたい肥化・減量化を推進するため、生ごみ処理機器の購入者に対して、購入費用の一部を助成する。 【コンポスター・密閉式処理容器】 税抜購入価格の2/3で3千円を限度。 【電動式処理機】 税抜購入価格の1/2で2万円を限度。	基1施1 基1施3
再生資源分別回収(集団回収)の普及促進	子ども会やPTA等の地域住民で組織化された団体に対して、回収した再生資源物の量に応じた報償金(3.5円/kg)を支給していたが当該制度は、登録団体数及び再生資源回収量の減少や所期の目的であった市民の資源化に対する意識が醸成されたことから、令和6年度をもって廃止とする。再生資源集団回収団体の回収量実績の把握については、引き続き行う。	基1施1 基1施3 基2施1
リユース食器の貸出	市内で開催されるイベント等で、リユース食器の貸出を行い、ごみの排出抑制・減量化を促進するとともに、普及啓発に努める。 【貸出物品】お椀(どんぶり)、箸、コップ、啓発用のぼり旗	基1施1 基1施3 基2施2
ボランティア清掃活動の推進	公共の場所(公園・道路等)のボランティア清掃活動を行う団体または個人に対し、ボランティア袋(燃えるごみ専用袋45ℓ及び20ℓと同等規格)を配布し、活動を支援する。	基3施1
レジ袋使用削減の取組	レジ袋有料化に伴い、マイバックの利用促進に関する広報を行うとともに、市内のスーパー等10事業者27店舗と締結している「レジ袋の使用削減に向けた取組に関する協定」の在り方について検討する。	基1施1 基1施2 基1施3 基2施1 基2施2
マイボトル・マイカップ利用の推進	ごみの減量につながる発生抑制やポイ捨て防止の意識高揚を図るため、マイボトルやマイカップ利用を推進する啓発活動を行う。	基1施1 基1施3 基2施1
ごみ減量啓発グッズの配布	市が主催する各種イベントや街頭キャンペーンの際に、エコバッグやグッズを配布し、ごみ減量化への意識高揚を図る。	基1施3

小型家電リサイクルの促進	<p>使用済小型家電の資源化を促進するため、市内の公共施設等で回収し、小型家電リサイクル認定事業者へ引き渡しを行う。</p> <p>【回収方法】 ボックス回収、ピックアップ回収(粗大ごみからの選別)、イベント回収(イベント等での回収、年2回程度)</p> <p>【回収対象品目】全品目(家庭から排出された小型家電に限る)</p> <p>【回収場所】36か所</p>	<p>基1施1 基1施3 基2施1 基2施2</p>
使用済食用油リサイクルの推進	<p>市内の公共施設等で回収した使用済食用油を、再資源化業者に引き渡し、豚や鶏の飼料、石鹸や化粧品へと再生処理を推進する。</p> <p>また、家庭から出た廃食用油を SAF(次世代型航空燃料)へ資源化する取組について、市報や「エコフェスひたち」等のイベントで広報啓発を行う。</p>	<p>基1施1 基1施3 基2施1 基2施2</p>
新生児誕生世帯へのごみ処理袋支援の推進	<p>ごみの減量に一定の限界がある新生児誕生世帯へごみ処理袋を配布し、ごみ減量化・資源化への意識づくりを行う。</p> <p>【配布するもの】45リットル用50枚、エコバッグ</p>	<p>基3施1</p>
食品リサイクル(食品ロス削減)の推進	<p>調理の際に発生する野菜くずや、まだ食べられるのに捨てられている食べ物(食品ロス)を削減するため、10月の食品ロス削減月間に合わせて広報・啓発を行う。</p> <p>また、茨城県事業の「いばらき食べきり協力店」と連携して進めている「ひたち食品ロス削減パートナー制度」について、協力店舗を募集し、食品ロス削減の推進を図るとともに、SNS(Instagram)を活用し、幅広い世代に向けて協力店舗や各種イベントの広報を行う。</p>	<p>基1施1 基1施2 基1施3 基1施1</p>
リユース利用の促進	<p>市ホームページ等で「おいくら」を使ったりユース利用への転換を促す内容を掲載し、市民が粗大ごみとして排出する前に、リユースの利用検討を促進する。</p>	<p>基1施1 基1施3 基2施2</p>

イ 市民のライフスタイルに合わせた再生資源回収の促進

項目	内容	基本計画の位置付け
学区(ステーション)回収の実施	<p>町内会等の各地域団体が管理する再生資源集積所(ステーション)にて再生資源の回収を行う。</p>	<p>基1施1 基3施1</p>
専用ボックスによる拠点回収の促進	<p>エコ・ショップとして環境に配慮した活動に取り組む小売店舗や、公共施設等に各種資源物の拠点回収容器を設置し、再生資源の回収を促進する。</p> <p>【対象品目】 紙箱類、ペットボトル、使用済食用油、使用済小型家電 ○ビン類の拠点回収 ビン類の拠点回収を継続し、市民の排出機会拡大と資源化の促進を図る。 (本庁・十王支所・多賀支所・南部支所)計4か所</p>	<p>基1施1 基1施3 基2施2</p>

休日拠点回収の実施	<p>学区回収の補完及び市民の利便性の向上のため、毎月第2日曜日に指定の場所において、再生資源の回収を実施する。</p> <p>【回収場所及び回収日程】</p> <p>①豊浦交流センター第2駐車場：4月13日、8月10日、12月14日</p> <p>②市役所西側駐車場：5月11日、9月14日、1月11日</p> <p>③河原子港前駐車場：6月8日、10月12日、2月8日</p> <p>④久慈川日立南交流センター駐車場：7月13日、11月9日、3月8日</p>	<p>基1施1</p> <p>基1施3</p> <p>基2施2</p> <p>基3施1</p>
地域拠点回収の支援	<p>既設の集積所とは別に、学区(地区)コミュニティ組織が中心となって実施する再生資源回収の取組を支援する。</p>	<p>基2施2</p>
戸別回収の支援	<p>学区(地区)コミュニティ組織等が独自に実施する再生資源の戸別回収の取組を支援する。</p>	<p>基2施2</p>
ごみ等排出困難世帯への収集支援	<p>家庭ごみや再生資源を集積所に自分で排出することが困難な市民を対象に、安否確認を行うなど福祉的要素事業を兼ね備えた戸別収集事業を実施し、支援する。</p> <p>【事業名称】日立市ふれあい戸別収集事業</p> <p>【収集頻度】週1回</p> <p>【収集要件】あり</p>	<p>基3施1</p>

ウ 市民・企業と協働した環境保全及び障害者雇用の推進

項目	内容	基本計画の位置付け
久慈川菜の花エコネットワーク事業の支援	<p>平成21年度から留区住民を中心に活動している「久慈川菜の花エコネットワーク推進会」と協力し、久慈川河川敷きの一部で菜の花を栽培し、河川敷の景観向上、環境保全及び不法投棄防止等の活動を行うとともに、市内小中学校と事業連携し、環境教育、社会教育学習の場を提供する。</p> <p>また、菜の花満開時期には「久慈川菜の花まつり」を開催し、事業PRと市民のにぎわいの場の創出を行う。</p> <p>【主な取組】</p> <p>○久慈川菜の花まつり 3月下旬</p> <p>○菜種種まき作業 10月中旬</p> <p>○保全作業(石拾い等) 4月下旬</p>	<p>基1施3</p>
障害者雇用の促進	<p>市で回収した使用済小型家電の一部を障害者雇用支援事業者へ引き渡し、小型家電の解体処分・作業を通して、障害者雇用の促進を図る。</p>	<p>基2施1</p>

エ ごみの適正排出に向けた違反行為への対応

項目	内容	基本計画の位置付け
集積所利用者への周知指導の実施	<p>不適正排出が確認された集積所に注意喚起の看板等を設置し、利用環境の改善を図る。また、必要に応じて、集積所利用者へ直接指導を行う。</p>	<p>基1施3</p> <p>基3施1</p>

集積所への不適正排出が認められた場合の調整・指導の実施	ごみの適正排出及び適正分別の徹底を図るため、集積所における不適正排出物に対し違反内容を明示した警告シールを貼付し、排出者の意識改善を図る。また、集積所へ事業系ごみが排出された場合は、適正な廃棄物の処理について、事業者へ指導を行う。	基1施3 基3施1
清掃センターへの搬入物検査等による事業者への指導の実施	清掃センターにおいて、塵芥車等の展開調査を実施し、事業者や許可業者に対し、適正な分別による収集運搬を促す。	基1施3
不法投棄監視の強化	不法投棄監視員を配置し、地域のパトロールにより、不法投棄の監視や未然防止のための活動を実施する。 また、不法投棄の多い場所には、不法投棄禁止の旨が表記された看板を設置し、未然防止を図る。	基1施3
野外焼却に関する指導の実施	各消防署と連携し、野外焼却の通報が入り次第、現場へ向かい、行為者に対して野外焼却禁止の旨を伝え、再発防止のための指導を行う。 また、野外焼却禁止の旨を記載したチラシ及び市報により広報を行う。	基1施3

オ 広報啓発・環境教育活動の推進

項目	内容	基本計画の位置付け
「ごみカレンダー」・「ごみ処理ハンドブック」による広報	各種ごみの排出日時・場所・方法等を明記した「ごみ処理ハンドブック」や市内全世帯に配布している「ごみカレンダー」を活用し、適正な分別排出を促す。「ごみ処理ハンドブック」は電子化されたweb版のみを案内し、市公式LINEやホームページ等でごみに関する情報を配信する。 また、外国人にごみの適正排出を周知するため、外国語に翻訳した「日立市ごみの出し方・分け方ガイド」を、ホームページで配信する。	基1施3
行政放送の活用	再生資源の適正な分別方法・排出方法を伝えるため、ケーブルテレビを活用した行政放送（「再生資源の正しい出し方」、「再生資源の休日拠点回収」等）を通して、幅広く市民へ広報する。	基1施3
事業者に向けた広報の実施	事業系ごみの排出方法や分類等をまとめたリーフレット「お近くのごみ集積所を使っていますか？」を配布し、事業系ごみの適正な取り扱いについて、事業者に対して広報・啓発を行う。	基1施3
小学生向けリサイクル読本の配布	毎年度、市内の小学4年生を対象に各学校へごみの減量化・資源化の内容を分かりやすく掲載した冊子「ごみ探偵団が行く！」を配布し、子どもたちの環境教育を支援する。	基1施3
清掃センター施設内見学会の受入	市内の小・中学生を対象（一般の見学も可）に、清掃センター施設内の見学を受け入れ、ごみの収集から再生されるまでの流れについて見学を通して理解し、ごみの減量化や資源化に対する意識づけを図る。	基1施3

イベントでの体験事業の実施	さくらまつりやエコフェスひたち等のイベントにおいて環境ブースを設け、来場者に対し、市のごみの減量化・資源化の取組に関する広報や体験事業の実施を通し、環境意識の高揚を図る。	基1施3
ごみゼロキャンペーンの実施	ごみのないきれいな街を目指すため「みんなでまちをきれいに」を合言葉に、毎年5月30日を「ごみゼロの日」とし、ごみゼロウィークを実施する。ごみの減量化・資源化に向けた広報啓発活動を実施し、ごみゼロの日には、JR駅前等で街頭啓発活動を実施する。	基1施3
くさゼロ大作戦の実施	ごみのないきれいな街を目指すため、「みんなでまちをきれいに」を合言葉に、毎年9月30日を「くさゼロの日」とし、9月をくさゼロ強調月間とする「くさゼロ大作戦」を各コミュニティや各種団体等と実施する。	基1施3

カ 社会情勢を考慮した分別区分、収集方法等への的確な対応

項目	内容	基本計画の位置付け
適正かつ公平な集積所の在り方	誰もが同じように集積所を利用できる環境づくりと集積所の位置等を含むあり方を検討する。	基3施1
ごみ等分別区分の見直し	複雑な構成による物が廃棄物となる場合や従来の分別過程で不具合等が生じているごみ等の分別区分の見直しを検討する。 令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、プラスチックの分別収集、再商品化等について検討等を行う。	基3施1
ごみ等収集システムの再構築	近年のライフスタイルの変化や高齢化に伴い、再生資源回収時の集積所当番等が住民負担となっている。また、自治会の解散等により、利用できる集積所が近隣にない世帯が存在するため、誰もが集積所を公平に利用できる収集システムの構築を目的とし、令和7年度下期に、再生資源の用具出し当番等を廃止する。 集積所の管理方法や収集頻度、ごみ処理手数料の見直しを含めて、総合的なごみ等収集システムの再構築の検討を行う。	基3施1
災害廃棄物処理体制の整備	大規模な自然災害により発生した災害廃棄物を円滑に処理するため策定された災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制を整備する。	基3施1
ごみ処理システムの見直し	現行のごみ処理システムに関する評価を定期的に行い、必要な見直しを行う。	基3施1
処理困難物の解消	市が処理できない廃棄物（処理困難物）のうち、受入品目拡大事業としてコンクリート製品等の受入れと処理方法を検証する。	基3施1

(2) 収集運搬計画

ア 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法等

(単位：t)

区分		計画量	収集回数	収集方法	排出方法	
生活系ごみ	燃えるごみ	29,473	週2回	ステーション方式	市の指定袋に入れ、指定の集積所へ排出する。	
	ふれあい戸別収集	17	週1回	戸別回収方式	ごみの排出困難世帯が、自宅玄関前等の指定の場所に排出する。	
	粗大ごみ(大・中)	377	随時	戸別回収方式	粗大ごみ処理券を貼付け、自宅玄関前等の指定の場所に排出する。(業者連絡必要)	
	粗大ごみ(小)		月1回	ステーション方式	市の指定袋に入れ、指定の集積所へ排出する。 ※有害ごみは、中身が見える透明又は半透明の袋を使用	
	燃えないごみ					
	有害ごみ					
	再生資源	学区回収	1,893	随時	拠点収集	各施設に設置される回収ボックスに排出する。
		拠点等回収	178			
		混合ごみ(自己搬入等)	6,555	随時	随時	運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。
	事業系ごみ	混合ごみ(自己搬入等)	14,747			運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。
再生資源(牛乳パック+発泡スチロール)		2	運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。			
委託収集		575	戸別収集			
	集団回収	25	個別収集			回収した資源物を各団体が業者に引渡す。
	民間事業者独自資源化量	2,680	店頭回収等			店頭に設置される回収ボックスに排出する。事業者が独自に資源化する。
	計	56,522				

イ 収集運搬日程

(7) 燃えるごみ収集日程(地域別)

収 集 曜 日						
月・木曜日			火・金曜日		水・土曜日	
相賀町	川尻町	東河内町	鮎川町	千石町	石名坂町	茂宮町
相田町	幸町	東町	大久保町	中成沢町	大みか町	森山町
旭町	下深荻町	東滑川町	大沼町	中丸町	大和田町	十王町友部東
砂沢町	城南町	日高町	金沢町	西成沢町	神田町	十王町城の丘
入四間町	白銀町	平和町	河原子町	塙山町	久慈町	十王町山部
小木津町	助川町	弁天町	国分町	東大沼町	下土木内町	十王町高原
折笠町	高鈴町	宮田町	桜川町	東金沢町	留町	十王町黒坂
会瀬町	田尻町	本宮町	末広町	東多賀町	みかの原町	中深荻町(菅地区)
鹿島町	中深荻町(菅地区以外)	若葉町	諏訪町	東成沢町	水木町	
かみあい町	滑川町	十王町伊師	台原町	十王町友部	みなと町	
神峰町	滑川本町	十王町伊師本郷	多賀町		南高野町	

(1) 再生資源収集日程(学区別)

学区名\収集日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	豊浦	18	20	27	23	29	19	21	26	19	24	21	25
2	日高	1	7	3	1	1	2	1	1	2	6	3	3
3	田尻	16	31	11	9	16	10	8	21	10	14	11	14
4	滑川	25	30	18	18	23	17	29	19	24	23	18	27
5	宮田	22	27	24	29	26	30	28	25	23	27	24	24
6	仲町・中里	11	13	10	8	8	5	7	11	5	9	13	10
7	中小路	22	27	24	29	26	30	28	25	23	27	24	24
8	助川	12	24	21	16	22	24	24	14	13	28	25	18
9	会瀬	2	14	4	2	2	6	4	8	6	7	4	4
10	成沢	26	29	26	24	27	25	30	27	25	22	26	19
11	油縄子	2	14	4	2	2	6	4	8	6	7	4	4
12	諏訪	19	17	19	10	20	13	15	12	15	17	19	12
13	河原子	3	10	7	5	6	4	11	6	4	10	5	5
14	大久保	21	19	16	21	18	22	20	17	22	19	16	16
15	塙山	3	10	7	5	6	4	11	6	4	10	5	5
16	金沢	23	28	25	17	9	18	25	15	20	29	14	21
17	大沼	14	22	23	28	30	29	22	20	17	26	23	23
18	水木	7	8	2	7	4	8	6	3	8	5	2	2
19	大みか	4	6	6	4	5	9	3	4	9	16	6	6
20	久慈	8	23	12	11	7	1	13	7	1	12	9	17
21	坂下東	10	16	13	22	25	16	27	24	18	20	17	20
22	十王①(伊師・伊師本郷)	15	9	17	15	19	12	14	18	26	13	10	13
23	十王①(山部・高原・黒坂)	15	9	17	15	19	12	14	18	26	13	10	13
24	十王②(友部)	17	15	9	14	21	11	9	10	11	15	12	9
25	十王②(友部東・城の丘)	17	15	9	14	21	11	9	10	11	15	12	9

(ウ) 粗大ごみ(小)、燃えないごみ、有害ごみの収集日程(学区別)

学区名\収集日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	豊浦	4	21	6	4	5	9	3	5	3	16	6	6
2	日高	4	21	6	4	5	9	3	5	12	16	6	6
3	田尻	5	17	14	19	9	3	10	22	12	21	27	11
4	滑川	9	21	14	9	12	20	10	22	16	14	20	14
5	宮田	9	28	18	12	12	3	15	19	12	21	14	11
6	仲町・中里	18	20	20	25	29	26	10	28	16	23	20	17
7	中小路	9	28	18	12	12	3	15	19	12	21	14	11
8	助川	5	7	3	1	1	2	1	4	2	6	3	3
9	会瀬	9	21	14	12	23	3	8	12	3	17	7	7
10	成沢	16	21	11	3	16	10	2	1	10	8	7	7
11	油縄子	9	12	14	12	23	3	25	12	3	17	7	7
12	諏訪	5	12	5	19	27	20	23	15	3	8	18	23
13	河原子	24	26	30	10	20	17	23	13	24	8	7	7
14	大久保	19	15	19	3	21	13	2	5	3	15	11	11
15	塙山	24	26	30	10	20	17	23	13	24	8	7	7
16	金沢	26	12	26	23	11	20	9	5	11	8	18	25
17	大沼	23	31	25	19	11	20	29	22	20	21	12	12
18	水木	17	26	5	3	11	11	2	13	15	29	19	26
19	大みか	14	12	27	24	28	18	31	28	16	30	27	26
20	久慈	1	6	30	18	28	18	31	28	16	30	27	26
21	坂本東	24	12	20	25	28	26	31	28	16	30	27	26
22	十王①(伊師・伊師本郷)	25	30	20	25	12	26	10	21	9	30	20	27
23	十王①(山部・高原・黒坂)	25	30	20	25	12	26	10	21	9	30	20	27
24	十王②(友部)	24	26	5	17	28	25	30	13	25	22	26	19
25	十王②(友部東・城の丘)	24	26	5	17	28	25	30	13	25	22	26	19

ウ 市が収集・処理できないごみ

項目	具体例等	処理方法
特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品から取り出されたPCB（ポリ塩化ビフェニル）使用部品 ・ごみを焼却した際に発生するばいじん ・医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むもの 	専門の業者に処理を依頼する。
在宅医療廃棄物の一部	在宅医療に伴って生じた注射針（鋭利な物）など感染性の恐れのあるもの	医療機関へ処理を依頼する。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、法令で定められたもの	産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼する。
爆発、発火、引火、感染性の危険があるもの	ガスボンベ、廃油類、消火器等	専門の業者に処理を依頼する。
有害性のあるもの	薬品類、薬剤、農薬、塗料、劇薬等	専門の業者に処理を依頼する。
その他の処理困難物	自動車部品の一部、土砂、消火器、タイヤ、ピアノ、コンクリート製品、ドラム缶、耐火金庫等の清掃センターで処理できないもののほか、著しく悪臭を発するもの、粉体又は液状のもの、市の区域外で発生したもの	専門の業者に処理を依頼する。
家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン	家電小売店又は家電リサイクル券を取扱う収集運搬業者に処理を依頼する。
二輪車リサイクル法対象品目	二輪車 (原動機付自転車、軽二輪、小型二輪)	(公財)自動車リサイクル促進センターに処理を依頼する。

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	日立市清掃センター	日立市粗大ごみ処理施設
所在地	日立市宮田町3414-4	日立市宮田町3414-1
処理方式	全連続燃焼式機械炉	圧縮機（油圧式）
処理能力	300 t/日（100 t×3基）	3 t/h

イ 処理量及び処分量

区分	燃えるごみ等（可燃ごみ）	粗大ごみ等（不燃ごみ）
処理方法	焼却処理	プレス、埋立処分
処理量	51,800 t	0 t（空き缶のプレスのみ）
処分量	4,430 t （焼却溶融残渣（メタルを除く））	520 t（不燃物）

ウ 粗大ごみ処理施設について

(ア) 令和4年2月に粗大ごみ処理施設が故障したことにより、民間事業者の処理委託を継続し、粗大ごみ等を処分する。

(イ) 空き缶の減容・圧縮をするプレス機については、使用できるため、引き続き稼働させて処理を行う。

(4) 最終処分計画

ア 最終処分の概要

中間処理によって生じた焼却残渣、溶融残渣及び破碎残渣（不燃物）は、滑川山一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

（スラグの一部は覆土材として活用する。）

施設名	滑川山一般廃棄物最終処分場
所在地	日立市滑川町3163-13
総面積	207,000 m ²
埋立面積	25,700 m ²
全体容量	219,000 m ³

イ 処分される廃棄物の内訳及び年間計画埋立量

埋立区分	埋立量
焼却、溶融残渣	2,958 m ³
破碎残渣（不燃物）	520 m ³
覆土量	0 m ³

2 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	165,443人
2	水洗化・生活雑排水処理人口	163,608人
	(1) 下水道人口	161,492人
	(2) 合併処理浄化槽人口	2,116人
3	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	652人
4	非水洗化人口	1,183人
	(1) 計画収集人口	1,183人
	(2) 自家処理人口	0人
5	計画処理区域外人口	0人

(2) 収集運搬計画

ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

(ア) 種類 し尿及び浄化槽汚泥とする。

(イ) 方法 許可業者が収集運搬する。

(ウ) 収集回数及び方法、料金体制

区分		回数	料金体制	方法
し尿	一般家庭	おおむね月1回	定額制	戸別収集
	事業所等	随時	従量制	
浄化槽汚泥		随時	戸別契約	

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

区分	区域
施設名	滑川クリーンセンター
所在地	日上市滑川本町5丁目14番1号
処理方式	前処理・希釈 下水道放流
処理能力	13kl/日

イ 搬入される廃棄物の種類

区分	区域	
	搬入量	搬入者
し尿	989kℓ	許可業者（6業者）
浄化槽汚泥	2,506kℓ	許可業者（6業者）
合計	3,495kℓ	

(4) 最終処分計画

区分	区域
し渣量	1 t
備考	し渣は、清掃センターで焼却処理する。

(5) 住民等に対する広報、啓発活動計画

ア 生活排水対策の必要性及び合併処理浄化槽設置整備事業の推進について、市報等を活用し、市民に周知する。

イ 浄化槽管理者に対し、浄化槽の定期的な清掃及び保守点検など、浄化槽の適正管理について、積極的な広報、啓発をする。

